

住宅宿泊事業の届出の手引

(令和5年11月8日作成)

この手引は、住宅宿泊事業を適正に実施していただくため、住宅宿泊事業法に基づく届出を行うに当たっての手續や運用、解釈など、京都市の考え方を示すものです。

京都市内において住宅宿泊事業の実施をお考えの方は、本手引を御参照のうえ、事業を計画していただきますようお願いします。

なお、お問合せ、御相談などで窓口にお越しの際は、なるべく予約をしていただきますようお願いします。

住宅宿泊事業受付窓口

電話番号：075-748-1313

受付時間：平日9時～12時 13時～17時